

広島県告示第五百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成三十一年広島県告示第二百二十七号	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地地内	区域の名称	土砂災害の発生原因
		追崎八五二六（四二〇三一三）	土砂災害の発生原因
		急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因
		安佐町久地箕越（二三三三一二）	土砂災害の発生原因
名原二七四六（二五〇一五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因
		急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因
		急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因
		急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因